

健診システム開発業務 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 健診システム開発業務
- (2) 業務内容 別紙「健診システム開発業務内容」(様式7)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年2月28日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、または法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本件業務が実施できる体制が整えられていること。

3 担当部署

〒400-0034

山梨県甲府市宝1丁目4-16 公益財団法人 山梨県健康管理事業団 情報管理課

電話：055-225-2801 ファックス：055-225-2809

電子メールアドレス：system01@y-kenkou.or.jp

4 参加意向申出書等の作成要領

- (1) 参加意向申出書の様式
参加意向申出書の様式は(様式1)に示すとおりとする。
- (2) 会社概要及び参加資格確認(様式2)の作成及び記載上の留意事項
応募者の会社概要(会社案内パンフレットまたはホームページの会社情報を印刷したものを添付)、参加資格条件について記載すること。

5 プロポーザル参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部署と同じ

(4) 提出方法

郵送による提出（書留郵便に限る）

(5) 提出期限

令和6年10月22日（火）午後5時必着

6 プロポーザル参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部署と同じ

(2) 質問期限

令和6年10月10日（木）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和6年10月16日（水）

事業団ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.y-kenkou.or.jp/replace2024.html>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（様式4）」により、提案書等の提出ができることについて通知する。

※令和6年10月25日（金）通知予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に

係る作業は、公益財団法人山梨県健康管理事業団(以下 事業団)との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び事業団が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

- ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。
- ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。
- エ 提案書の様式は任意とする。A4版（縦・横可）の両面印刷を原則とする。50ページ以内とし、ページ番号を付すること。使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。図表等についてはA3サイズの内紙をA4サイズに折り込むことも可能です。

9 提案書の作成要領

提案書の様式は、「健診システム開発業務」提案書作成仕様書（以下提案書作成仕様書という。）のとおり。

10 提案書等の提出方法

1 提案書及び見積書及び見積内訳書

(1) 提出書類及び部数

- ア 提案書 正本1部、副本9部 計10部
正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。
併せて電子データ（CD-R または DVD-R を1枚）も提出すること。
- イ 見積書及び見積内訳書（貴社様式）各1部

(2) 提出先

3 担当部署と同じ

(3) 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とする。

(4) 提出期限

令和6年11月14日（木）午後5時必着
提出期限後に到着した提案書等は無効とする。

1.1 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他事業団が必要と認めるときは、事業団は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1.2 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

(1) 質問書（様式3）に必要事項を記載し、電子メールにより提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

3 担当部署と同じ

(3) 質問の受付期間

令和6年10月30日（水）午後5時まで

(4) 回答 令和6年11月7日（木）

事業団ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.y-kenkou.or.jp/replace2024.html>

1.3 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「健診システム開発業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

審査に先立ち、提案書の記載内容に関する質問を行うので、回答書（様式6）を期日までに電子メールにて回答すること。

日程 質問予定日 令和6年11月20日（水）

質問に対する回答期限 令和6年11月26日（火）午後5時まで

(1) 第一次審査（機能要件評価）

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を3者に絞り込む。評価は機能要件確認表の対応状況によることとし、二次審査を受けられる旨を通知する。

(2) 第二次審査（提案書評価）

以下のとおりプレゼンテーションにおける審査を実施する。

ア 日程 令和6年12月9日（月）～12日（木）の各者同一日内で実施（後日対象者に通知）

イ 持ち時間 1者あたり30分を予定

(3) 評価基準

別添「評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 二次審査により評価し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手續を行う。

イ 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基

準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

1.4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面により通知する。

(2) 評価結果の公表

各評価項目の点数及びは公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。

1.5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.6 契約の締結

(1) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について協議し、確定するものとする。

(2) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.7 その他

(1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。

(4) 提案者多数の場合は提出書類の内容に基づく一次審査によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。

- (5) 提案書が提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とする。
- (6) 電子メール等の通信事故について、事業団は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (8) 提出された書類については、返却しないものとする。

18 スケジュール（予定）

時 期	業 務
10月4日(金)	公告
10月10日(木)	参加意向申出書に関する質問受付期限
10月16日(水)	参加意向申出書に関する質問への回答
10月22日(火)	参加意向申出書の提出期限
10月25日(金)	提案資格確認結果通知
10月30日(水)	提案書作成に関する質問受付期限
11月7日(木)	提案書作成に関する質問への回答
11月14日(木)	提案書提出期限
11月20日(水)	提案書内容に関する質問
11月26日(火)	提案書内容に関する質問への回答期限
11月28日(木)～29日(金)	一次審査期間
12月4日(水)	一次審査結果通知
12月9日(月)～12日(木)の1日	二次審査期間(プレゼンテーション実施、評価)
12月17日(火)	二次審査結果通知
12月23日(月)	契約締結